

#### 議事要旨(4) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの検討

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いに係る実務対応報告の文案について説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。

取引の概要の注記に関して、注記項目を列挙してほしいとの要望に対し、多様なスキームが想定されることから、一律に詳細な注記事項を定めることをしないとした事務局案について、理解し同意する。

また、結論の背景に関連当事者と信託との取引について関連当事者との取引に該当しないが、取引の内容からみて開示することが有用であると考えられる場合には取引の概要に注記することも考えられる旨が追加されている。当該制度が本来の目的である従業員の福利厚生とは違う目的で利用される懸念もあるため、有用と考えられる場合には記載するという事務局案の結論の背景の記載を残すべきである。

- ある委員より、次の意見があった。

当該実務対応報告案について、元々会計処理について様々な考え方があり、公開草案でも様々なコメントがあるとおおり、単純な整理が難しいため、実務で混乱が生じないように対応していかなければならないと考えている。

その中で、関連当事者と信託との取引について開示を求める意見についてはもっともと考えるが、結論の背景に記載されている「有用と考えられる場合には、（中略）取引の概要に記載することも考えられる」という文言で、実務が円滑に行われるか懸念がある。「有用と考えられる」という文言と関連当事者と信託の取引に係る開示のニーズが適切に結びついて、実際に開示が行われるかどうか、検討が必要である。

- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。

「有用」というのは財務諸表利用者に対して有用という意味と考えている。仮に大株主のような関連当事者と信託との取引を必ず開示しなければならないとすると、相応の根拠が必要となると考えられるが、網羅的に要求することは難しいと考えられる。各財務諸表作成者の判断で財務諸表利用者にとって有用と考えられる場合には開示することになるが、現状の結論の背景に記載されている文言でも機能するのではないかと考えている。

最後に、小賀坂副委員長より、今後、頂いた意見を事務局で検討した上で次回以降の

委員会で議決を行う方向で進めていきたいとの説明がなされた。

以上